



2020年12月22日

各 位

会社名 鹿島建設株式会社
代表者 代表取締役社長 押味 至一
(コード番号 1812 東証・名証各第一部)
問合せ先 総務管理本部総務部長 田辺 義晴
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、本日、公正取引委員会から、東海旅客鉄道株式会社が発注したリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事に関する独占禁止法違反の疑いで、排除措置命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今後とも、より一層のコンプライアンスの強化・充実に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、東海旅客鉄道株式会社が、株式会社大林組、清水建設株式会社、当社及び大成建設株式会社の4社（以下「4社」という。）又は4社のうちの複数社を指名して指名競争見積により順次発注する、リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事（以下「本件工事」という。）について、他の3社と共同して受注予定者を決定するなど独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、違反行為が消滅していることを確認し、今後同様の行為が行われないように必要な措置を講じること等を命じられました。

なお、当社は本件工事を受注しておらず、課徴金の納付命令は受けしておりません。

2. 今後の対応

本件独占禁止法違反の疑いに関しては、2018年3月23日に、当社及び当社の土木営業本部専任部長1名が公正取引委員会から刑事告発され、同日、東京地方検察庁から起訴されました。これに対し当社は、裁判において、独占禁止法違反は成立しないとして一貫して無罪を主張しております（来年3月1日に判決予定）。

したがいまして、当社としては、本件排除措置命令における違反認定についても受け容れられるものではなく、現在、本件排除措置命令の取消訴訟の提起について検討しております。

3. 業績への影響

本件による業績への影響は軽微であるため、2020年11月10日に公表しました2021年3月期の通期連結業績予想に変更はございません。

以上